



第 2 章 事故等にあったとき

公務中・通勤途中の事故等で負傷したとき

担当
部署

医療保険課
求償担当

☎ 03-5320-7328 (内線57-237)

✉ s9000064@section.metro.tokyo.jp

1 | 組合員証の使用について

組合員の公務や通勤による疾病又は負傷については、地方公務員災害補償基金に基づく補償が行われるため、組合員証を使用して治療等を受けることができません。(地方公務員等共済組合法第56条 療養の給付)

ただし、地方公務員災害補償基金[※]に公務災害又は通勤災害の認定請求を行い、請求の結果が出るまでの期間については、以下の手順をして組合員証を使用できます。

[※] 災害補償制度の実施機関が地方公務員災害補償基金である場合のみ、組合員証を使用できます。組合員証の使用に際しては所属所において実施機関を確認してください。

◆ 手順のしかた

- ア 医療機関受診前に、当共済組合に連絡しその了承を得る (03-5320-7328)
- イ 医療機関には、あらかじめ公務(通勤)中の負傷等であることを申し出た上で、組合員証の使用について共済組合の了承を得ていることを伝える
- ウ 当共済組合に「**公務(通勤)災害に伴う組合員証使用届**」及び、地方公務員災害補償基金に提出した「公務(通勤)災害認定請求書」(写し)を1部提出する

● 注意事項 ●

使用届を提出しないで組合員証を使用した場合、公務災害又は通勤災害であることを当共済組合が把握できず、停止すべき高額療養費や一部負担金払戻金の給付や医療機関(調剤薬局を含む。以下同じ)への医療費の二重払等が生じる恐れがあります。**公務災害や通勤災害に認定された場合、初診時に遡って窓口負担額を返還する医療機関の場合でも、組合員証を一度でも使用したときは必ず使用届の提出をお願いします。**

2 | 給付の停止と返還

使用届を提出し、組合員証を使用した場合は、公務災害・通勤災害による傷病に起因する一部負担金払戻金、高額療養費等の給付は停止されます。

● 注意事項 ●

当共済組合への連絡の遅れ等で一部負担金払戻金、高額療養費が給付され、公務災害や通勤災害に認定された場合は、後日返還していただきます。

3 | 認定されたとき

- 1 公務災害又は通勤災害に認定されたら、当共済組合に「公務(通勤)災害認定通知書」(写し)2部を提出するとともに、医療機関に「認定通知書」(写し)と基金に提出する補償請求書等を渡し、災害発生時からの治療等を保険診療から公務災害・通勤災害扱いへ切り替えることを依頼してください。(その場合、医療機関は窓口負担額全額を返還します。)

切り替えられない場合は、組合員が窓口負担額を地方公務員災害補償基金東京都支部に請求することになります。

なお、地方公務員災害補償基金が認めていない転医は、同じく組合員証を使用しての保険診療とすることもできませんので、注意してください。後日返還していただきます。

- 2 治ゆした場合は、速やかに地方公務員災害補償基金へ提出した「治ゆ報告書」(写し)を当共済組合に1部提出してください。

4 | 認定されなかったとき

非該当の「認定通知書」(写し)を当共済組合に提出してください。給付を停止していた高額療養費、一部負担金払戻金を給付します。

第三者行為による事故・事件及び自損事故等にあったとき

担当
部署

医療保険課
求償担当

☎ 03-5320-7328 (内線57-236)

✉ S9000064@section.metro.tokyo.jp

第三者行為による事故とは、交通事故、暴行、犬のかみつぎ等、相手方の行為による事故のことです。組合員証等は、当共済組合への連絡と賠償申告書類の提出(相手方の特定、事故状況の把握等のため。)をすることで、使用できます。

1 | 相手方が判明している事故・事件の場合

- 1 組合員証・被扶養者証(以下「組合員証等」という。)を使用して診療等を受ける場合

本来、第三者行為は自由診療で治療し、相手方に医療費等の支払を求める等、当事者間で解決するのが原則です(民法第709条、不法行為による損害賠償)。組合員証等を使用する場合は、給付する必要のない医療費等を当共済組合が負担することになります。

このため当共済組合は、組合員証等の使用による医療費等を給付した場合、相手方への請求権を組合員から取得して、負担した医療費等を相手方へ請求します。(地方公務員等共済組合法第50条第1項損害賠償請求権)

なお、組合員は、組合員証等を使用することとなったときは、相手方に対し、組合員証等を使用して診療等を受けること、当共済組合からの医療費等の請求について支払義務があることを説明する必要があります。

2 手続及び提出書類

ア 事故後速やかに、当共済組合に組合員証等の使用を連絡してください。

ダイヤルイン **03-5320-7328**

- イ** 組合員証等の使用連絡をした後は、受診している医療機関（調剤薬局を含む。）にその旨を伝え、保険診療扱いとするよう申し出てください。
- ウ** 相手方にも、東京都職員共済組合の了承を得て保険診療扱いとしたこと、東京都職員共済組合からの求償には誠実に対応することを必ず伝えてください。
- エ** 事故後1週間以内に「**事故通報**」（書面）を提出してください。
- オ** 「損害賠償申告書」等の書類を、所属所（勤務先）の共済事務担当者を経由して、**事故通報提出後1か月以内**に提出してください。

交通事故の場合	交通事故以外の事故・事件の場合
<ul style="list-style-type: none"> ① 損害賠償申告書 ② 自動車安全運転センターの交通事故証明書（人身事故証明書）（写しでも可※） ※原本が必要な場合もあります ③ 事故発生状況報告書 ④ 念書（組合員用） ⑤ 念書（第三者用） ⑥ 第三者加入の自動車保険契約状況 ⑦ 交通事故に関する情報の開示について ⑧ 治ゆ報告書 	<ul style="list-style-type: none"> ① 損害賠償申告書 ② 駅長等第三者の事故届証明書又は事故（事実）証明書 ③ 事故発生状況報告書（交通事故以外の事故用） ④ 念書（組合員用） ⑤ 念書（第三者用） ⑥ 治ゆ報告書

※ 上記のほか、診断書（写）が必要となる場合があります。その場合には、事故通報受理後に当共済組合から連絡します。

3 当共済組合への報告

適切な診療と正確な求償のために、次のような場合は必ず当共済組合に報告してください。

- ア** 治療の都合等で医療機関等を追加・変更するときは、書面又は口頭で報告する。
- イ** 治療が終了（治ゆ又は症状固定）したときは、「**治ゆ報告書**」を提出する。なお、後遺障害が生じたときは、「後遺障害診断書（写し）」を提出する。
- ウ** 相手方と示談をしたときは、「示談書（写し）」を提出する。
- エ** 相手方の**自賠償保険に被害者請求**しようとするときは、書面又は口頭で報告する。
- オ** 長期治療や訴訟等で解決が長引くときは、半年に1回以上、書面又は口頭で中間報告する。

4 示談するとき

示談するときは、**当共済組合と協議しながら進めてください**。示談書には、「**東京都職員共済組合が支払った医療費等については、東京都職員共済組合の指示に従い〇〇（相手方氏名）が別途支払うこと。**」の文言を入れる等してください。

当共済組合は、組合員に代わって支払った医療費等の請求権を取得するため、不利な示談をすると、相手方に請求できなくなり、その分を組合員自身が負担することになりますので、注意してください。

* 東京都の知事部局・議会局・行政委員会については、手続等の窓口が総務事務センターになる場合があります。詳しくは総務事務センターヘルプデスク（03-6258-0685）にお問合せください。

5 給付対象外となるもの

次のものは加害者側に請求できるため、原則として当共済組合からは支給されません。

高額療養費／一部負担金払戻金／家族療養費附加金／傷病手当金（附加金を含む。）／
介護休業手当金／治療用装具の費用／埋葬料・家族埋葬料（附加金含む。）

当共済組合への連絡の遅れ等で、既にこれらが給付されている場合には、返還していただきます。

6 その他

第三者行為で、公務災害又は通勤災害を認定請求し、認定されなかった場合は、速やかに当共済組合に連絡し、「損害賠償申告書」等所定の書類を提出してください。

2 | 相手方が不明の事故・事件の場合

1 組合員証等を使用して診療等を受ける場合

交通事故でひき逃げされたとき、傷害事件で加害者が逃亡したとき等、相手が不明の場合、組合員証等は、当共済組合への連絡と事故報告書類（2 - ①）の提出をすることで使用できます。

2 手続及び提出書類

ア 事故後速やかに、当共済組合に組合員証等の使用を連絡してください。

ダイヤルイン **03-5320-7328**

イ 下記の表の「事故報告書」等の書類を、所属所（勤務先）の共済事務担当者を経由して、**事故後1か月以内**に提出してください。

交通事故の場合 (ひき逃げ等相手不明のとき)	交通事故以外の事故・事件の場合 (傷害事件等でけがをしたとき)
① 事故報告書 ② 自動車安全運転センターの交通事故証明書（人身事故証明書）（写しでも可※） ※ 原本が必要な場合もあります。 ③ 事故発生状況報告書	① 事故報告書 ② 事故発生状況報告書（交通事故以外の事故用）

* 東京都の知事部局・議会局・行政委員会については、手続等の窓口が総務事務センターになる場合があります。詳しくは総務事務センターヘルプデスク（03-6258-0685）にお問合せください。

* 自動車損害賠償保障事業(自賠法第71条、72条第1項)について

- ① 相手方不明のひき逃げ事故
- ② 自賠責保険契約を締結していない無保険車による事故
- ③ 盗んだ自動車による事故

①～③のような事故にあった場合、自賠責保険からは補償が受けられません。そのため、被害者の救済のため政府が保障事業を行っており、損害保険会社等が窓口になっています。

これらの事故にあった場合は、治療については組合員証等を使用し、被害者が負担した医療費等と、その他の損害について、保障事業に請求することができます。

3 | 自損事故等の場合

1 組合員証等を使用して診療等を受ける場合

②の表に該当する自損事故の場合、当共済組合への使用の連絡と、表に記載された事故報告書類を提出することで、組合員証等を使用できます。

* 自動車保険の人身傷害保険に加入している場合は、求償担当までお知らせください。

2 手続及び提出書類

ア 事故後速やかに、当共済組合に組合員証等の使用を連絡してください。

ダイヤルイン **03-5320-7328**

イ 下記の表の「事故報告書」等の書類を、所属所（勤務先）の共済事務担当者を經由して、**事故後1か月以内**に提出してください。

交通事故の場合 (交通事故での死亡を含む)	死亡した場合	自殺未遂をした場合 (精神疾患に起因する場合のみ対象)
<ol style="list-style-type: none"> ① 事故報告書 ② 自動車安全運転センターの交通事故証明書（人身事故証明書）（写しでも可*） ※ 原本が必要な場合もあります ③ 事故発生状況報告書 	<ol style="list-style-type: none"> ① 事故報告書 ② 死体検案書又は死亡診断書（写しでも可） 	<ol style="list-style-type: none"> ① 事故報告書 ② 診断書（精神疾患であることの診断書、写しでも可）

4 | その他

理由もなく、書類の提出が遅れた場合や事実と異なることを意図的に記入した場合は、当共済組合で給付した額を返還していただく場合があります。

* 東京都の知事部局・議会局・行政委員会については、手続等の窓口が総務事務センターになる場合があります。詳しくは総務事務センターヘルプデスク（03-6258-0685）にお問合せください。